

淀川水系流域委員会 第4回琵琶湖部会検討会(2003.10.14開催)結果概要

03.11.21 庶務作成

開催日時：2003年10月14日(火) 14:00~17:30

場 所：大津商工会議所 第4会議室

参加者数：委員10名

1 決定事項

- ・整備内容シートの琵琶湖部会関連部分について、各委員から出された意見を集約する担当を決定した。担当は以下の通り。(下線の委員は責任者)

治 水：江頭委員、嘉田委員(社会的側面からの検討を担当)、水山委員、
環 境：川端委員、倉田委員(魚道担当)、小林委員、宗宮委員、西野委員、
松岡委員(魚道担当)、三田村委員、

利水・利用：井上委員(利用担当)、嘉田委員、仁連委員、藤井委員

維 持：村上委員

ダ ム：寺川委員、中村委員

計 画：中村委員

- ・上記整備内容シートへの意見の集約はできる限り10/15の意見書作業部会までに提出する。
- ・各委員は、10/17までに琵琶湖部会とりまとめへの意見・修正案を提出する。これを中村リーダーが反映した後、川那部部会長が確認及び修正した上で、10/23の琵琶湖部会で部会とりまとめを確定する。

2 検討内容

委員会、他部会および意見書とりまとめの状況報告

資料1をもとに、委員会及び他部会の活動状況および意見書とりまとめの状況について報告が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

)部会意見とりまとめについて

資料2-1「琵琶湖部会の意見(概要)」を用いて中村リーダーより前回部会以降の変更点等について説明があり、その後意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

)整備内容シートへの意見の集約について

資料2-2「『淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート』に関する委員意見(2003/10/13 22:00現在)」および資料2-2別紙を用いて、琵琶湖部会に関連する「計画-1 河川レンジャー」および「環境-13 横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口【砂洲含む】)」を例として意見交換を行い、部会としてどのように意見を集約するかを試行した。他の整備内容シートについては、上記「1 決定事項」の通り分担して作業を行うことが決定した。主な意見は「3 主な意見」を参照。

3 主な意見

) 部会意見とりまとめについて

<内容について>

- ・水位に関しては、基礎原案に対して評価できる点があり記述されていないのではないかと。
- ・P14b) の環境学習については、ソフトを考える必要性を入れるべき。現状の環境学習は、十分な科学的検証がなされた上で行われているとは思えない。
その件については、例えば子どもの発達段階を考える必要性等、意見を出している。環境・利用部会の方から意見することと思う。
- ・琵琶湖漁業についてももっと言及すべきではないか。
記述する場合には、誤解されないように、表現には十分注意する必要がある。琵琶湖で行われているのは海面漁業であり、その意味をきちんと説明するべき。
漁業に関しては、余呉湖について、どのように考えるか。放置しておいてよいのか。農業のために余呉湖をポンプアップし直しているが、その利水への影響、或いはこのことが琵琶湖漁業に及ぼす影響があるはずである。また、魚の放流の問題や水質の問題もある。
余呉湖については難しい問題であるが、琵琶湖の周辺への意見の例として、少し触れてもよいかもしれない。
- ・大津放水路の二期工事についてほとんど意見が出ていない。つまり委員会は「今回の整備内容では検討も行わない」とする基礎原案の考え方に賛成している、ということだがそれでよいか。(部会長)
浸水被害の恐れはあるので、その対策も含めて意見を出してはどうか。
阪神の鉄橋をかさ上げ等、昔からの懸案であったがやはり検討の対象にもなっていない事業は多くある。必要性はあるのだが、他の事業の方がより重要であるという判断だと思う。その中でこの問題だけあえて書くのはどうか。委員会としてどうしても検討すべきという事項について述べればそれでいいのではないかと。(部会長)

<表現について>

- ・一つ一つの文章が長いので、もう少し一文を短くした方が読みやすいのではないかと。
- ・P1の生態系の関連の語句が統一されていない。
- ・P3「滋賀県との連携においては」というところでは、「先駆的な法制度」等の表現が、県の施策が高く評価できるので国が学ぶべきというように受け取れる。どちらがよいということではなく、国と県の双方が歩みより、相互に連携することが重要であると強調すべき。
「地域社会との連携」という言葉もあるが、地域社会については協働という言葉の方がいいのではないかと。
- ・P4「利水、治水の考え方の変更に伴う『痛み』」という表現は、マイナス思考に感じるので、修正した方がよいのではないかと。
環境が河川整備の目的に入ったことで、これまでの目的であった治水、利水に影響が出るのが考えられるが、それについて特定の地域にしわ寄せがいくのではなく、流域全体でカバーすべきということの意味している。
大事な部分であるので言及する必要があるが、表現を検討すべき。

- ・ P7 「[確率洪水]という考え方自身が洪水はゼロにできないという意味でもある」という表現は正しくない。本来は「年に一度洪水が起きる」という意味であり、結果的にそのような解釈はできるかもしれないが、やはり本来の考え方とは異なる。

同じところで、「洪水は完全にはゼロにはできないことは今や社会的に共有されており」という表現は言い過ぎではないか。まだ洪水をゼロにできるという概念は根強く、「社会的に共有されている」とは言い難い。

例えば、確率洪水を超えた超過洪水で被害が起きて水害訴訟になった場合、河川管理者に責任はないということになるので、その意味では被害が起こることは社会的に共有されていると言えるかもしれない。
- ・ 治水のところ (P7) だが、地域社会で洪水災害を受け止めるという時、今の社会では伝統的な水防組織や NPO がその機能をもつのは難しいのではないかと。むしろ情報の共有化等を通して、個人で災害に対応する方向が主流になると思う。

滋賀県内にはまだ実際に機能している水防組織等が残っているので、その補充について述べると同時に、ハザードマップ等の情報を個人レベルで活用して、自分を守るといふこと、また行政が実施すべき土地利用規制や都市計画の問題等も入れて書くべき。
- ・ P10 「ハードな整備をすればする程、ソフトな対応が必要となり」とあるが、ダムや堤防をつくると必要になるのは維持管理であり、それは委員会で議論してきたソフトとは違う。これまで議論してきたのはダムを造らない場合、様々なソフトの対応をしなければならぬということである。

確かにダムができ堤防が強くなると、安心して他のソフトの対策をしなくなる傾向がある。これに対する具体的な対処案を書くこととこれまでの議論と整合性がとれるのではないかと。(部会長)
- ・ P11 「夏季に低水位になる」のところは、より具体的に「夏季(在来魚種の産卵期 4月~8月)」と入れた方がわかりやすいのではないかと。

それでは水位の問題は魚類の産卵期だけで、そこさえうまく操作すればいいと受け取られないかと。自然湖沼をダム同様に操作していること自体が問題だ。(部会長)

琵琶湖総合開発事業、そして水位操作規則の変更以降、生き物が適応できないような極端な人為操作を行っているということを確認してほしい。
- ・ 琵琶湖部会で丹生ダムについてあまり議論できていない中で、P13 以降「丹生ダム」という言葉が何回も連携の部分の最初に出てくるのは具体的すぎると感じる。
- ・ P14 a) 「琵琶湖生態系や文化保全のための法整備」の意味が不明である。どのような法整備を指すのか。具体的な内容がないのであれば削除した方がよい。

通常の河川では基本的に河川と民地は道等にはさまれて直接接してはいないが、湖岸と民地が接していることは多々あるにも関わらず、河川に対するものと同じ河川法を琵琶湖にも適用しており、そのやり方が 30 年前から全く変わっていない。そのために無制限に棧橋、プライベートビーチ等ができている。時代や琵琶湖の事情に応じた新しい法整備が必要ではないかと。

その問題は既に法整備がされており、湖岸帯は私有地ではない。したがって、プライベートビーチは法律上ありえない不法占拠である。

そのような不法占拠を積極的に取り締まれるような法整備をすべきである。
- ・ P14 a) で「湖水面利用については、漁業者による生業的な利用と、レジャー利用との

間に葛藤や対立がみられる」とあるが、住む人にとっての騒音の問題や、環境の問題も関わるので、この2者の問題だけであるかのように書くべきではない。(部会長)

・P15d) は全体的にわかりにくい。例えば、「計画の過程」という部分は「公団が地元に対して示している(ダム建設の)波及効果」等、その中身がわかる表現に変えた方がよい。

・P15の「社会実験」という表現は読む人に抵抗を与えかねないので変えるべき。

<その他>

・新河川法が述べている「環境」とは人間環境なのか自然環境なのか。委員会では自然環境だと解釈しているが、実は人間の生存に強く影響を及ぼすような環境破壊を止めるといった考えなのかもしれない。

環境に対する保全という言葉に「保全整備」と使っていることもどうなのか。むしろ何もしないことが最も保全に良いかもしれないが、ここでは保全のための事業をすることが目的となっている。

整備内容シートでも、かなりの費用がかかる保全整備がたくさんある。

・これまで委員会で費用対効果の問題がほとんど語られていないが、それでよいのか。

) 整備内容シートへの意見の集約について

・意見書の「河川整備の方針について」は、10/29に間に合うだろうが、整備内容シートへの意見のとりまとめを、10/29に確定されるのは、難しいのではないかと。(部会長)

・「計画-1」及び「環境-13」について、これまでに提出された委員の意見および本日の議論内容(下に主な意見を記載)を川那部部会長が試行的に集約した。内容は以下の通り。

<計画-1 河川レンジャーについて>

琵琶湖に関わる部分では、以下の三点にまとめられる。

・琵琶湖周辺に存在する既存の設備・組織・人材を有効利用していただきたい。

・琵琶湖でも試行を行っていただきたい。

・漁業者など、普段から琵琶湖で活動している人を活用していただきたい。

<計画-1 河川レンジャーについての主な意見>

・多様な機関との連携が最終目標であり、河川レンジャーはそのための素材として位置づけるべき。既存の組織や農林漁業者等の役割を明確に位置づけることが必要。

既存のものを活用しつつ、新しい制度的枠組みをつくるべき。また、琵琶湖でも試行を行って欲しい。

特定の河川の場合と違い、琵琶湖全体に関しては歴史をはじめ相当の知識がないと難しいので、現時点でそのような人を探し試行することは不可能ではないか。

琵琶湖全域をカバーするのではなく、部分的に試行する方法もあり得る。

既存の人の任用に加え、10年、20年後を目指した人材育成も重要だ。

住民との連携という面では比較的容易かもしれないが、自然環境の理解という面では、現在高校の授業では生態を勉強していないなど、学校教育のレベルで背景知識を持たずに育ってきた人を育成しなければならず、実際問題として難しい。全体に目配りのできる人材を養成するのは容易にできることではない。

<環境-13 横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口【砂洲含む】)について>

・野洲川だけではなく、他の地域にも範囲を広げて検討すべきである。

・自然環境、人間環境や歴史的な背景を含めて検討すべきである。

<環境-13 横断方向の河川形状の修復の検討（野洲川河口）についての主な意見>

- ・対象地域が河口域の整備として不十分なので、大幅な対象範囲の拡大が必要である。また、代替案が不十分である。

漁業者や地元の人を環境委員会に入れ、過去の形状を十分把握した上で修復をはかるべき。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。